

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場ごとに、現場代理人及び主任技術者等の設置を義務付けています。

真岡市が発注する工事についても、次の事項に十分留意し、適正な施工管理に努めてください。

第1 真岡市発注工事における配置予定技術者等について

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

◆ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場ごとに専任を要する主任技術者若しくは監理技術者にはなれません。

◆ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、主任技術者を兼ねることができます。

「営業所における専任の技術者の取扱いについて」（国土交通省通知）

- ・当該営業所で契約した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。（当該営業所が真岡市内にあること。）
- ・所属建設会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・工事現場に技術者の専任を要しない工事であること

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者、監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐）を置かなければなりません。

※なお、真岡市では現場の技術水準を確保すべく、予定価格7,000万円以上（税込み）の建設工事については、下請金額の大小にかかわらず特定建設業の許可を求めるとともに、原則として監理技術者の資格を有する技術者の配置を義務付けます。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設工事を施工する場合は、金額の大小、元請・下請にかかわらず、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

◆ 主任技術者は、建設業法第26条の4第1項に基づき、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工所用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

※実務経験により主任技術者を配置する場合は、別紙1「主任技術者実務経験経歴書」を契約時に提出してください。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければなりません。

◆ 監理技術者は、主任技術者の職務に加え、下請業者の指導・監督、複雑化する工程管理

など総合的な役割を果たすことが求められます。

- ◆ 発注者から請求があったときは「監理技術者資格者証」を提示する義務があり、さらに公共工事の場合は、監理技術者講習を受講したことを証する「監理技術者講習終了証」の携帯が必要となります。

※平成 28 年 6 月 1 日から監理技術者資格者証の裏面に講習修了の履歴を貼り付けることにより、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が 1 枚に統合されております。

- ◆ 工事受注段階において、下請契約の予定額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を超えるかどうか流動的な場合は、工事途中で技術者の変更が生じないよう、監理技術者の資格を有する者を当初から配置しておくことが必要です。

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

一式工事に含まれる他の専門工事（建設工事に附帯する他の専門工事）を自ら施工しようとするときは、当該専門工事の施工に必要な資格を有する者を「専門技術者」として配置しなければなりません。

- ◆ 他の専門工事が政令で定める軽微な工事に該当する場合を除きます。
- ◆ 要件が備わっていれば、主任技術者又は監理技術者が専門技術者を兼ねることができます。

表：主任技術者及び監理技術者の職務 【監理技術者制度運用マニュアル】

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）

公共性のある工作物に関する請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事（真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。）に配置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請・下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

4 専任の主任技術者を兼任する場合（建設業法第 26 条第 3 項、令第 27 条第 2 項）

建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、真岡市（市内土地区画整理組合含む）が発注する工事で、2 箇所まで、専任の主任技術者の兼任を認めることとします。その場合、予定価格 4,000 万円（税込み）以上の建設工事の兼任は、別紙 2 「専任を要する主任技術者兼任届出書兼誓約書」を提出してください。

なお、監理技術者には適用されないことに留意すること。

5 専任の監理技術者を兼任する場合（建設業法第 26 条第 3 項、令第 28 条、令第 29 条）

監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときは、2 まで兼任できます。

また、監理技術者を兼任しようとする者（特例監理技術者）は、別紙 3 「監理技術者兼任届出書兼監理技術者補佐通知書」を契約時に、工事ごとに提出してください。提出の際、本通知書に併せて監理技術者補佐の資格証と雇用が確認できる書類の添付をしてください。

「専任」とは他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えないとされています。なお、詳細については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（国土交通省通知）のとおりとします。

6 現場代理人（建設業法第19条の2第1項、契約約款第11条）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であり、工事現場に常駐することが契約約款において求められています。

よって、受注者の代理人であることから、代表取締役（複数の代表取締役を選任している法人にあっては入札参加資格申請時において届出している者）及び代表取締役から入札参加資格申請時において委任を受けたもの（受任者）は現場代理人になることはできません。また、現場に常駐することが求められているため、代表取締役や受任者の職務と兼任することが適切でないことも理由のひとつとなります。

昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合（※3）には、例外的に常駐を要しないこととすることができるとされました。

「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（国土交通省通知）

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については規定されていません。

しかし、真岡市では、建設工事請負契約約款により、現場代理人について次の条件を規定しています。

真岡市建設工事請負契約約款第11条

2 現場代理人※1は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐※2し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。※3

※1 現場代理人は、資格等の条件は規定していないので、一定の資格を有する技術者でなくともかまいません。

※2 現場代理人は、工事現場に「常駐」の必要が明示されている趣旨に基づき、同一工事の主任技術者又は監理技術者との兼務は可能ですが、原則として他の工事（下請工事も含む）の現場代理人や配置技術者になることはできません。

※3 「現場代理人の常駐義務の緩和」について、真岡市は次のとおり取扱うこととします。

①工事期間中の措置

次のいずれかの場合に、常駐を要しないこととします。

- ・ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ・ 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ・ 工場製作のみが行われている期間
- ・ 工事現場で作業が行われていない期間

②他の工事との兼任を認める措置

真岡市又は市内各土地区画整理組合の発注する工事（注：栃木県や他市町村等の工事との兼任は認めません。）で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。

ただし、現場代理人を兼任しようとする者は、別紙4「現場代理人兼任届出書 兼 誓約書」を契約時に、工事ごとに提出し、以下の事項を遵守してください。

また、予定価格 4,000 万円（税込み）以上の場合の兼任は、別紙5「連絡員選任届出書」を提出してください。

- i) 現場代理人は、兼任しようとしている工事以外の現場代理人又は主任技術者とならないこと。
- ii) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に常駐すること。
- iii) 現場代理人は、監督員及び工事現場との連絡が確実にを行うことが出来る体制をとること。
 - ・ 工事3箇所までの兼任
 - ・ 市内一円の道路等維持管理業務等（場所が特定されていないもの）の業務主任技術者（又は現場代理人）との兼任
 - ・ 本体工事と本体工事に付随した随意契約による関連（附帯）工事との兼任
 - ・ 兼任する工事の予定価格が 4,000 万円（税込み）以上の場合において、現場代理人が現場に不在となる間には、現場の運営・取締りを行うことができる者（「連絡員」という。）を選任し、常駐させること。
 - なお、連絡員は元請の従業員（直接的かつ恒常的な雇用関係）から選出すること。
 - また、他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所専任技術者及び代表取締役でない者から選任すること。

※なお、兼任を認めた工事において、上記事項に対する違反や、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

7 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び技術者（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐）については、工事を請け負った建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない者（在籍出向者や派遣社員等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない者（工事期間のみの短期雇用）
- ◆ 「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省通知）において、特に現場ごとに専任が義務付けられる主任技術者等については、「入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある」ことを必要としています。

なお、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

- ・一般競争入札 = 入札参加申請日
- ・指名競争入札 = 入札の執行日
- ・随意契約 = 見積書の提出日

- ◆ 栃木県土木工事共通仕様書においては、「入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある技術者を配置しなければならない。」とされています。

8 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体が建設工事を施工する場合は、構成員それぞれが国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければなりません。また、下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合、又は予定価格7,000万円以上（真岡市の場合）となる場合は、代表者が監理技術者を、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければなりません。

なお、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

9 特定専門工事における主任技術者の配置義務の特例（法第26条の3、令第30条）

下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円未満の特定専門工事については、元請負人があらかじめ、注文者の書面による承諾を得たうえで、元請負人と下請負人（建設業者に限る。）が書面により次の内容について合意を得た場合、元請負人の主任技術者が下請負人の主任技術者が行うべき職務を併せて行うことができます。その場合、下請負人の主任技術者の配置は要しません。なお、主任技術者を置かないこととした下請負人は、再下請負させることはできません。

- i) 特定専門工事の内容
- ii) 当該元請負人が置く主任技術者の氏名
- iii) その他国土交通省令で定める事項

下請負人の主任技術者の代わりに職務を行う元請負人の主任技術者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- i) 特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関して1年以上の指導監督的な実務経験を有すること。
- ii) 当該特定専門工事の工事現場に専任とすること。

※1 特定専門工事とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めた、型枠工事と鉄筋工事をいいます。

第2 配置技術者等の変更について

1 現場代理人の変更

契約期間中に現場の運営や取締りの責任者である現場代理人を変更することは、適正な契約履行の確保の観点から好ましくありません。よって、当該工事が完成するまでは、原則として変更を認めません。

ただし、発注担当課において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認めた場合にのみ変更を認めます。

2 配置技術者の変更

「監理技術者制度運用マニュアル」(国土交通省通知)に基づき、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐)の変更は、原則として認めません。

ただし、受注者からの協議により、例外的に変更を認める基準を満たし、発注担当課において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認めた場合にのみ変更を認めます。

(1) 工事現場の専任義務を要する工事の場合

請負代金額 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)以上の工事(真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。)については、建設業法により工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のア～クのいずれかに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して承認することにより変更を認めます。

ア 死亡したとき

イ 傷病、出産、育児、介護等により変更が必要であると認められるとき

ウ 人事異動により配置が不可能であると認められるとき

エ 退職したとき(会社側の都合によるものを除く)

オ 発注者の責めによる工期延長(工事中止等による大幅な工期延長の場合)

カ 現場条件による工期延長(工事中止等による大幅な工期延長の場合)

キ 工場製作を含む工事(工場から現地へ工事現場が移行する場合)

ク 長期間工事(一つの契約工期が多年に及ぶ工事)

(2) 工事現場の専任義務を要しない工事の場合

請負代金額 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)未満の工事(真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替える。)については、下記(3)の条件を満たしていれば、受注者からの協議に対して承認することにより変更を認めます。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

①交代の時期が工程上一定の区切りと認められること

②交代前後における技術者の資格及び技術力が、同等以上に確保されること

③一定期間の重複配置により、工事の持続性及び品質が確保されること

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、 管、鋼構造物、舗装、電気、造園			指定建設業以外 (左記以外の22業種)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業者に必要な 技術者の資格要件		①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場の 技術者制度	元請工事における 下請代金額合計	4,500万円以上 (※1)	4,500万円未満 (※1)	4,500万円以上は 契約不可(※1)	4,500万円以上 (※1)	4,500万円未満 (※1)	4,500万円以上は 契約不可(※1)
	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣 特別認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な 実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負代金額が4,000万円(※2)以上となる工事					
	監理技術者 資格者証の必要性	国、公共団体等 発注の場合は必要	必要なし		国、公共団体等 発注の場合は必要	必要なし	

※1 建築一式工事の場合：7,000万円

※2 建築一式工事の場合：8,000万円

注) 技術者の現場専任については、真岡市の場合、請負代金額を予定価格に読み替えて運用している。

主任技術者実務経験経歴書

ふりがな 技術者氏名			生年月日	年	月	日
法該当区分 (該当区分に○)	建設業法第7条第2号 <input type="checkbox"/> イ (指定学科卒業+実務経験) <input type="checkbox"/> ロ (10年以上の実務経験) <input type="checkbox"/> ハ (資格+実務経験) ※実務経験が必要な場合のみ					
実務経験業種	工事	実務経験年数	年 月			
卒業指定学科 (イの場合)	(学校名) (学科名)		年 月 卒業			
※卒業を証明する書類を添付すること。						
資格の名称 (ハの場合)						
実務経歴	実務経験の内容	所属会社名	実務経験期間			
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
			至	年	月	箇月
			自	年	月	年
		至	年	月	箇月	
合計年数			満	年	箇月	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

真岡市長

様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

専任を要する主任技術者兼任届出書 兼 誓約書

年 月 日

真岡市長 様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、主任技術者の兼任を届出します。
 なお、主任技術者には、それぞれの工事現場について建設業法で定められた主任技術者の職務を誠実に履行することを誓約いたします。

記

主任技術者	氏 名 緊急連絡先	— —
兼任する工事 (1)	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (2)	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※予定価格 4,000 万円（税込み）以上の建設工事を主任技術者が兼任する場合、届出が必要です。

監理技術者兼任届出書 兼 監理技術者補佐通知書

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、監理技術者の兼任を届出します。

また、兼任に伴い監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を配置しますので併せて通知します。

記

監理技術者	氏 名 緊急連絡先	— —
兼任する工事 (1)	補佐する者の氏名	
	補佐する者の資格	
	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (2)	補佐する者の氏名	
	補佐する者の資格	
	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※監理技術者を補佐する者については、資格証等と雇用が確認できる書類を添付してください。

現場代理人兼任届出書 兼 誓約書

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、現場代理人の兼任を届出します。

なお、現場代理人には、必ずいずれかの工事現場に常駐させるとともに、それぞれの工事現場の運営、取締り及び権限を確実に行使させることを誓約いたします。

記

現場代理人	氏 名 緊急連絡先	- -
兼任する工事 (1)	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (2)	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (3)	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※予定価格4,000万円(税込み)以上の建設工事を現場代理人が兼任する場合、連絡員を配置する必要があります。

連絡員（選任・変更）届出書

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、現場代理人が現場に不在となる間に現場の運営・取締りを行うことができる者として次のものを工事現場に常駐させるため、連絡員を届出ます。

記

現場代理人	氏 名 緊急連絡先	— —
連絡員	氏 名 緊急連絡先	— —
対象工事	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日～ 年 月 日

※予定価格 4,000 万円（税込み）以上の建設工事を現場代理人が兼任する場合、連絡員を配置する必要があります。

※連絡員は元請の従業員（直接的かつ恒常的な雇用関係）から選出することとし、他の現場の現場代理人、専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、営業所専任技術者及び代表取締役でない者から選任してください。

※直接的及び恒常的な雇用関係が証明できる書類を添付してください。